

給水装置工事基準

1. 工事基準設定の背景

現在、一般住宅を含めた給水装置工事の現状としては、企業団が指定した給水装置工事事業者であれば、給水申込のあと各公道の占用許可後、容易に給水装置工事が可能な状況となっています。

しかし、中には竣工検査時に指定以外の給水用具の設置や既にメーターボックス廻りの舗装完了等により修正が不可能な状態が多々見受けられます。

特にサドル分水栓等による給水分岐から第一止水栓の部分については、職員の立会等や施工中の写真提出の義務付けもなく、また、竣工検査時においても耐圧試験も不可のため適切施工の確認方法が皆無の状態です。

さらには、企業団が指定した給水装置工事事業者は現在、300社余りを指定しており、度々給水工事を行う事業者から1回限りの事業者まで、又は給水取出しのみで第一止水栓までや第一止水栓以下のみの給水装置工事などその給水装置工事の形態は様々な状況にあります。

給水装置工事について重要な給水用具をより効率的に施工すべく、今回、給水条例、同施行規則等例規規定に基づく給水装置工事の基準を改正して水道法の目的である「清浄にして豊富低廉な水」の安定供給を図るものです。

2. 給水装置工事基準

(1) 給水用具の型式指定

給水装置工事における給水管及び給水用具については、水道法施行令第5条に定める基準に適合するとともに天津菊陽水道企業団給水条例第9条に規定する給水管及び給水用具の指定は以下のとおりです。(別添、写真・詳細図・関係例規参照)

① メーターボックス上流側のφ13の一般的な例(φ20、φ25も同様)

給水用具	規格	備考	詳細図
サドル分水栓	口径管種毎	防食フィルム、DIPの場合密着コア挿入、伸縮可とう付	(追加)
PE又はPO	φ20以上	二層管、垂直方向角度調整はバンド使用、ロケティングワイヤ、埋設テープ、PE継手S型コア	
第一止水栓		ボール式蝶ハンドル甲形止水栓	①
第一止水栓BOX	φ150	原則鉄蓋 FCD 150*300	②
H i V P	φ20以上	※公道部を除く	
リングバルブ	φ20×13	ボール式伸縮開閉防止型・逆止弁付	③
メーターユニット	φ20×13・20	ボール止水栓はφ20を使用(φ25は除く) ※R5.7~R7.6までは⑥の使用を許可	⑤ ⑥
メーターBOX	φ13・20兼用 φ25用	企業団マーク入 HJT-20・NCP-20J 企業団マーク入 HJT-25	④
複式メーターBOX			⑦

※注・・・第一止水栓とメーターBOX 近接（1m未満）の場合は、第一止水栓不要

② メーターボックス上流側のφ40・φ50の一般的な例

給水用具	規 格	備 考
サドル分水栓	口径管種毎	防食フィルム、DIPの場合密着コア挿入
PE又はPO	φ40	二層管、垂直方向角度調整はバンド使用、ロケーティングワイヤー、埋設テープ
HPPE	φ50	
仕切弁	φ40・φ50	青銅製埋設バルブ
仕切弁BOX	φ150	原則鉄蓋 FCD 150*H
SGP-VB, VD	φ40・φ50	防錆テープ二重巻（露出部分に限る）
リングバルブ	φ40	φ40ボール式伸縮形・逆止弁付
	φ50	φ50フランジ形ボール式伸縮形・逆止弁付
メーターBOX		φ40樹脂製、φ50 Coブロック・L型鋼枠
逆止弁	φ40・φ50	メーター器より下流側に設置

※注・・・仕切弁は、MB近接に関係なく設置必要

③ 区画開発等給水管布設

給水用具	規 格	備 考
不断水分岐丁字	φ75以上	φ50以下はサドル分水栓
仕切弁		φ40以下青銅製 φ50以上SS
仕切弁BOX		レジンコンクリート製
給水管		φ40以下 HiVP、PE、PO、HPPE φ50～150以下 HPPE、DCIP

※注・・・各区画給水分岐の第一止水栓までは①と同様

④ メーターボックス下流側の給水管及び給水用具については、企業団としての指定はありませんので、水道法施行令第5条に定める基準に適合するものであれば給水装置工事は可能ですが、以下に参考として一般の使用給水管を例示します。

敷地内屋外配管・・・・・・HiVP、SGP-VB、VD

敷地内屋内配管・・・・・・XPE、PBP、HTLP

(2) 給水装置工事基準

① 材料検査の合理化に伴う委任

給水装置工事における給水用具の型式指定に伴いその材料検査の合理化を図るため下記の指定給水用具の取扱いを「大津菊陽管工事業組合」に一部委任します。

- ア. 第一止水栓 φ20、φ25
- イ. 第一止水栓BOX FCDφ150*H300
- ウ. リングバルブ φ13、φ20×13、φ20、φ25
- エ. メーターBOX φ20用、φ25用
- オ. サドル分水栓 分岐口径φ20、φ25

カ. メーターユニット φ20×13、φ20

② 指定給水管等の使用

給水装置工事にあたっては、(1) 給水用具の型式指定 の基準に基づき、給水申込時に工事設計書に明示し、指定以外の給水用具や特殊品等についてはその際に使用の可否を確認して下さい。

なお、竣工検査時等に指定給水用具以外の使用が判明した場合には、給水条例第37条及び第38条の規定により基準に適合するまでの間、給水拒否又は給水停止となりますのでご留意下さい。

③ 改造の給水申込時における留意点

住宅の建替え等に伴う改造の給水申込において、旧基準に伴い設置されている止水栓等（リングバルブ、メーターBOX含む）については、現行基準に沿った止水栓等に変更することを原則とします。

なお、メーターボックス上流側において現行基準にない既存の鉛管製の給水管があった場合には企業団の負担で取り換えることとなりますので、早急にご連絡下さい。

④ 各公道における道路占用許可及び道路使用許可

公道部における工事が必要となる場合には、道路占用許可申請は以下の区分により行いますが、道路使用許可については各事業者で申請して下さい。

- ア. 国道 企業団が申請 申請から許可まで概ね3月要
- イ. 県道 企業団が申請 申請から許可まで概ね2月要
- ウ. 町道・里道等 各事業者が申請

⑤ 井戸水等とのクロスコネクション禁止

自家用井戸水等使用中又は併用予定の新規給水申込については、申込時点において、既存井戸水配管を調査把握のうえ別途に図面化した書類等も提出するとともに、配管施工においても直結工事は絶対に不可であり、単独配管を原則とします。（仕切弁等設置でも不可）

また、液体等取扱工場内配管等も同様であり、これらの給水申込物件については、配管施工全行程の写真を竣工時に提出して下さい。

⑥ 3階直結給水

3階直結給水については、別途基準を設定してあるところですが、要件を満たし許可を受けた場合には、第一止水栓又は仕切弁の下流側に逆止弁を必ず設置することとなります。

⑦ 受水槽等の設置

給水条例施行規則第6条第5項に規定する、著しく多量の水を一時に使用する箇所等又は常時に水を必要とする店舗等においては、原則受水槽を設置するものとし、

その容量は計画1日使用水量の40～60%の範囲となります。

なお、設置推奨指導にもかかわらず設置しない場合は、別途、不意の断水時に異議申立てない旨の誓約書を提出するものとします。

⑧ 共同住宅のメーター器設置等

共同住宅における各戸メーター器設置については、あらかじめ企業団より部屋毎に設定されたメーター番号順に、1階平行並び若しくは各PS内で正しく設置し、部屋番号を記したカードをメーター器に取り付けることとします。

また、竣工検査届の際までに「建物名称」及び「暗証番号」を届け出下さい。

⑨ 区画開発等における材料検査等

区画開発における使用材料については、給水申込書の工事設計書に基づき、着工前に企業団職員による材料検査を実施しますので、給水申込時等に別途日時等の打合せを行って下さい。

また、区画の規模により管末にドレーンを設置することになりますが、設置の要不要・口径、栓数等も併せて打合せして下さい。

なお、区画開発による給水管は竣工後、無償譲渡が原則であるため、配管施工全行程の写真及び配管詳細図を管理して下さい。

⑩ 負担金工事適用の可能性

給水申込時点等において、当該地区の配管状況等によっては個人給水管の乱設防止、維持管理の向上及び地区の安定給水を図る目的で、給水申込者との同意並びに給水条例第35条及び配水管布設工事費の負担金に関する規程に基づき、入札による負担金工事になる可能性がある場合があります。

⑪ 給水装置工事の写真提出

給水装置の適切工事の確認及び事後の維持管理向上のため、次の場合に配管施工状況写真を各々2枚程度ずつ給水装置工事竣工届の際に併せて提出して下さい。

ア. 配水管等からの穿孔取出し状況（コア挿入、防食フィルム）

イ. 分岐後、公道内から敷地内止水栓又はメーターボックスまでの配管状況

ウ. メーターボックス下流側の敷地内屋外配管状況（埋設深度）

⑫ 竣工検査時の留意点

竣工検査においては、当該申込に係る主任技術者の立会を原則とし、メーター器より下流側の給水装置に1.75MPaの水圧を1分間加圧する耐圧試験を実施します。

また、第一止水栓等からメーターボックスまでの延長が長い場合（30m以上）は上流側にも0.75MPaの水圧を1分間加圧します。

なお、竣工検査時期としては申込者入居若しくは営業開始前に実施することが望ましく、その後の検査の場合、検査日までの水道料金は指定事業者の負担となります。

附 則

なお、この給水装置工事基準は、平成28年11月1日給水申込受付より適用します。
一次改正分は、平成29年5月1日給水申込受付より適用します。

(平成29年 4月25日改正分)

(1)①及び(1)②の材料追加。

二次改正分は、平成30年1月4日給水申込受付より適用します。

(平成29年12月 1日改正分)

(1)①リングバルブ及び(2)①オの材料追加。

三次改正分は、平成31年2月1日給水申込受付より適用します。

(平成31年 2月 1日改正分)

(1)①の材料の追加

四次改正分は、令和2年10月1日給水申込受付より適用します。

(令和2年 8月21日改正分)

(1)②口径別の細分化及び材料の追加、並びに(1)③の材料の追加

五次改正分は、令和5年7月1日給水申込受付より適用します。

(1) ①メーターユニット及び (2) ①カの材料追加、

(1) ①メーターボックスの材料の追加